

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学利益相反規程（16 経教 規程第66号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学利益相反規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第66号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>（利益相反委員会）</p> <p>第7条 規則第4条第2項に定める共生科学技術研究部（以下「研究部」という。）に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 <u>学術・研究担当副学長</u></p> <p>二 研究部の部門及び拠点から推薦された職員 各1人</p> <p>三 産官学連携・知的財産センターから推薦された委員 2人</p> <p>四 その他委員長が必要と認めたる者</p> <p>3 委員会の委員長は、<u>学術・研究担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>（委員会の事務）</p> <p>第12条 委員会の事務は、研究支援・産学連携チームにおいて処理する。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>（利益相反委員会）</p> <p>第7条 規則第4条第2項に定める共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 <u>総務担当副学長</u></p> <p>二 <u>研究院運営委員会委員（産官学連携・知的財産センターから選出された委員及び研究支援・産学連携チームリ-ダ-を除く。）</u></p> <p>三 研究院の部門及び拠点から推薦された職員（<u>助手を除く。</u>） 各1人</p> <p>四 産官学連携・知的財産センターの<u>専任教員</u> 2人</p> <p>五 その他委員長が必要と認めたる者</p> <p>3 委員会の委員長は、<u>総務担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第8条～第11条 省略（現行どおり）</p> <p>（委員会の事務）</p> <p>第12条 委員会の事務は、<u>人事チ-ム並びに府中地区及び小金井地区の各チ-ムの協力を得て、研究支援・産学連携チーム</u>において処理する。</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（18 教 規程第10号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。